

平成19年度 産地づくり計画書

小牧市地域水田農業推進協議会

1 共通事項

- (1) 本協議会の範囲
小牧市
- (2) 助成対象となり得る水田等の確認方法
登記簿、水田台帳、営農計画書、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれていない田本地面積であるかどうか）8月1日現在においてかい廃(転用)水田の確認。
- (3) 生産調整実施者の確認方法
本協議会による現地確認、または農業共済組合から提出された資料
- (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法
東海農政局から提出された資料
- (5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い
複数の用途に取り組んだ場合 そのうち一回を本助成の対象とする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

	都道府県協議会からの配分額	活 用 額					
		産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業	
			稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分			
産地づくり交付金	1,465,000	1,465,000					
稲作構造改革促進交付金	基本部分	516,000		250,000		266,000	0
	担い手集積加算	74,000			74,000		0
計	2,055,000	1,465,000	250,000	74,000	266,000	0	

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位 : h a、円、円 / 1 0 a)

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	助成 対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払時期	備考	
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事 業		稲作構造改革 促進事業					担い手集積加 算事業
				基本部分 からの活 用額	担い手集 積加算か らの活 用額						
122	加工用米		200,000	50,000	0		250,000	500 円/1 俵	H20.3		
111	景観形成	4	200,000	200,000	0		400,000	10,000 円/10a	H20.3		
DA3	10ha 以上の法人への奨励金		100,000	0	0		100,000	50,000 円/1 法 人	H20.3		
DA3	4ha 以上の個人への奨励金		50,000	0	0		50,000	50,000 円/1 戸	H20.3		
D41	作業受託を行う法人への助成		526,000	0	74,000		600,000	3,000 円/10a	H20.3		
7D3	協議会運営費		389,000	0	0		389,000		H19.7		
	米価下落等の補てん (基本部分)					266,000	266,000		H20.3		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分					0	0			
		(前年度分)						0	0		
	計	4	1,465,000	250,000	74,000	266,000	2,055,000				

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	加工用米【産地づくり特別加算事業分】
使途の分類 (記号番号)	122
具体的内容 [支出の項目]	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工米であり、助成要件に適合する取り組みを行う農業者に対する助成
効果	加工用米を作付けることにより、主食用米の作付けを抑制することができるため、米の生産調整の推進に資する
助成要件 [支出の対象]	<p>次の全てを満たす者 生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る抛ちを行っている者。ただし、小牧市に在住するものもしくは、所在する法人であって全く水田を所有していない等の理由により、生産目標数量の配分を受けていない、又は、集荷円滑化対策にかかる抛ちを行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る抛ちを行っているものとみなす。</p> <p>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書きの規程により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者抛ちが0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <p>加工用米流通契約に基づく米穀であること。 助成対象水田 国が定める助成水田</p>
確認方法	<p>加工用米の確認 出荷契約に基づく出荷状況 協議会をまたがって耕作しているものの取扱い 申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、本協議会が確認を行うものとする。</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>500円/玄米60kg 産地づくり交付金を優先的に活用する。</p>

単価調整の方法

本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、「加工用米（加工用米の単価調整の場合は「景観形成」）」、「10ha以上の法人への奨励金」、「4ha以上の個人への奨励金」から流用を受けることができる。

また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。

なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。

調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額

助成金の使途の名称	景観形成作物【産地づくり特別加算事業分】
使途の分類 (記号番号)	111
具体的内容 [支出の項目]	水稲の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取り組みを行う農業者に対する助成
効果	景観形成作物を作付することにより、農村景観向上につながり良好な水田環境の保全に資する。また、主食用米の作付けを抑制することができるため、米の生産調整の推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>次の全てを満たす者</p> <p>生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。ただし、小牧市に在住するものもしくは、所在する農業生産法人であって全く水田を所有していない等の理由により、生産目標数量の配分を受けていない、又は、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っているものとみなす。</p> <p>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書きの規程により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <p>国が定める助成水田において、権原に基づいて景観形成作物を作付けしている者。（但し、市内の水田に限る。）</p> <p>対象作物 れんげ、菜の花、コスモス</p> <p>その他の要件</p> <p>当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行わない水田で景観形成作物が作付けられていること。</p> <p>通常の栽培管理が行われていること。</p> <p>同一年度内に複数回栽培された場合には、そのうち一回を本助成の対象とする。</p>
確認方法	<p>作付面積（本地面積）の確認 農地基本台帳、営農計画、現地確認、実測</p> <p>景観形成等の確認 営農計画書、現地確認、水稲の作付けが行われていないこと。（確認日 れんげ・菜の花：4月15日、コスモス10月1日、水稲の作付けが行われていないこと：8月1日）</p>

<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>10,000円/10a 産地づくり交付金を優先的に活用する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、「景観形成(景観形成の単価調整の場合は「加工用米」)」、「10ha以上の法人への奨励金」、「4ha以上の個人への奨励金」から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	10ha以上の法人への奨励金
使途の分類 (記号番号)	DA3
具体的内容 [支出の項目]	水田経営面積が10ha以上の担い手である農業生産法人に対し、経営規模拡大、営農の効率化に資する経費を助成
効果	担い手の経営規模拡大が図られ、水田農業構造改革の推進に資する
助成要件 [支出の対象]	<p>次の全てを満たす者</p> <p>小牧市地域水田農業ビジョンに掲げている水田農業の担い手であり、水田経営面積が10ha以上の法人を農業生産法人(以下「法人」という)という。</p> <p>生産調整実施者の確認を受けた法人であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている法人。ただし、小牧市に所在する法人であって全く水田を所有していない等の理由により、生産目標数量の配分を受けていない、又は、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる法人については、生産調整実施法人であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っているものとみなす。</p> <p>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない法人であっても水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書きの規程により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <p>対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模拡大及び営農の効率化のための機械購入費・建物の建築費・増設費・修繕費・備品購入費・設計費・通信費・事務機器の購入費、土地購入費、利用権設定による地権者への支払金、資材費、薬剤費。 <p>水田経営面積が4ha以上の個人への奨励金は重複して交付しない。</p>
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・小牧市地域水田農業ビジョンで確認 ・営農計画書、農地基本台帳及びそれに関する領収書等 ・対象経費が確認できる書類
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	実額経費に基づき50,000円を上限とする
単価調整の方法	<p>本使途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の使途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の使途に流用することがで</p>

きる。

なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。

調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額

助成金の使途の名称	4 ha 以上の個人への奨励金
使途の分類 (記号番号)	DA3
具体的内容 [支出の項目]	水田経営面積が4 ha 以上の担い手である個人に対し、規模拡大、営農の効率化に資する経費を助成
効果	担い手の経営規模拡大が図られ、水田農業構造改革の推進に資する
助成要件 [支出の対象]	<p>次の全てを満たす者</p> <p>小牧市地域水田農業ビジョンの担い手であり、水田経営面積が4 ha 以上の者を農業者(以下「者」という)という。</p> <p>生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。ただし、小牧市に在住するものであって全く水田を所有していない等の理由により、生産目標数量の配分を受けていない、又は、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っているものとみなす。</p> <p>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書きの規程により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <p>対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営規模拡大及び営農の効率化のための機械購入費・建物の建築費・増設費・修繕費・備品購入費・設計費・通信費・事務機器の購入費、土地購入費、利用権設定による地権者への支払金、資材費、薬剤費。
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小牧市地域水田農業ビジョンで確認 ・ 営農計画書、農地基本台帳及びそれに関する領収書等 ・ 対象経費請求書等の確認
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	実額経費に基づき50,000円を上限とする
単価調整の方法	<p>本使途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の使途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p>

	$\text{調整後の単価} = \text{調整前の単価} \times (\text{本用途の当初予定額} + \text{流用を受けた額}) / \text{助成必要額}$
--	---

助成金の使途の名称	作業受託を行う農業生産法人への助成 【産地づくり特別加算事業分】
使途の分類 (記号番号)	D 4 1
具体的内容 [支出の項目]	近年、農業従事者の高齢化と担い手の不足から、保全管理水田における草刈り作業の作業委託を望む声が多い。そこで、担い手の中核となる農業生産法人が草刈り作業を行った保全管理水田（畦畔を除く）の受託面積に応じて助成する。
効果	農業生産法人が保全管理水田（畦畔を除く）の草刈り作業を担うことにより、保全管理水田の遊休農地化を防ぐことができる。また、草刈り作業の作業受託により、農業生産法人の収入が確保され、農業経営の安定を図ることができるため、水田農業構造改革の推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産調整実施者の確認を受けた農業生産法人であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている農業生産法人。ただし、小牧市に所在する農業生産法人であって全く水田を所有していない等の理由により、生産目標数量の配分を受けていない、又は、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる農業生産法人については、生産調整実施法人であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っているものとみなす。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施法人の確認を受けていない農業生産法人であっても水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書きの規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出が0円となる場合、助成対象法人となりうる。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全管理水田の草刈り作業受託面積が1件当たり10a以上であること。 ・ 小牧市地域水田農業ビジョンに掲げている担い手である農業生産法人であること。 ・ 国が定める助成水田であること
確認方法	・ 作業受委託契約書・小牧市地域水田農業ビジョン
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	3,000円/10a 但し300,000円を上限とする。 産地づくり交付金を優先的に活用する。

単価調整の方法	<p>(当初計画より実績が増加した場合)</p> <p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、「10ha以上の法人への奨励金」、「4ha以上の個人への奨励金」に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>
---------	--

助成金の使途 の名称	協議会運営費
分類	7D3
具体的内容 (支出の項目)	農業者への適正な助成金の交付事務及び協議会の運営を行うのに必要な事務等経費について助成を行う。
効果	協議会運営費を活用することにより、適正な助成金の交付及びビジョンの進捗管理等効率的な協議会運営の執行が図られる。
助成要件 (支出の対象)	事務等経費：協議会運営を行うのに必要な消耗品、備品、会議用経費
確認方法	事務等経費：成果品、領収書、会議結果報告書、見積書で確認する
助成水準 (積算根拠) (助成額の算定 方法)	事務等経費：389,000 円 ・消耗品費 45,000 円 ファイル 500 円×20 ケ = 10,000 円 プリンター用インクジェット 5,000 円×5 ケ = 25,000 円 印刷用再生紙 A4 500 円×20 ケ = 10,000 円 ・備品費 324,000 円 パソコン 240,000 円×1 ケ = 240,000 円 パソコンプリンター 84,000 円×1 ケ = 84,000 円 ・会議費 20,000 円 会議用弁当 1,000 円×17 人 = 17,000 円 お茶 1,000 円×3 ケ = 3,000 円
単価調整の 方法	(当初計画より実績が増加した場合) 小牧市地域水田農業推進協議会の予算を上限とする。やむをえず超過してしまう場合は、他の使途の流用を受けて調整する。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落対策
助成要件	<p>助成対象者 生産調整実施者かつ集荷円滑化対策の拠出者のうち、本年産の米穀の作付けを行っている者。(ただし、品目横断的経営安定対策加入者を除く。)</p> <p>助成対象水田 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田</p>
確認方法	<p>助成対象者 共通事項の(3)及び(4)により確認</p> <p>助成対象水田 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田により確認</p> <p>品目横断的経営安定対策加入者でないこと。東海農政局から提供された情報により確認</p>
助成水準	水稻作付け10a当たり500円
基準収入及び 当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。 各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。 の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあっては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)</p>

	<p>とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法</p> <p>当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)</p>	<p>$(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$が 助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、「$(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$」 が補てん単価。</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に10a当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)</p>

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分及び用途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 (円)	備考
3 その他意欲的な生産調整に関する用途	加工用米	500 俵	1,000 円/俵	500,000	
	合計	500 俵		500,000	

(注) 員数の欄には、金額を算出する基となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	その他意欲的な生産調整に関する用途
作物等区分	加工用米
具体的内容	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工米であり、助成要件に適合する取り組みを行う農業者に対する助成
効果	加工用米を作付けることにより、主食用米の作付けを抑制することができるため、米の生産調整の推進に資する
助成の要件	<p>次の全てを満たす者</p> <p>生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る抛ちを行っている者。ただし、小牧市に在住するものもしくは、所在する法人であって全く水田を所有していない等の理由により、生産目標数量の配分を受けていない、又は、集荷円滑化対策にかかる抛ちを行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る抛ちを行っているものとみなす。</p> <p>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書きの規程により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者抛ちが0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <p>加工用米流通契約に基づく米穀であること。</p>
確認方法	加工用米の確認

	<p>出荷契約に基づく出荷状況</p> <p>協議会をまたがって耕作しているものの取扱い</p> <p>申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、本協議会が確認を行うものとする。</p>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>1,000円 / 玄米60kg</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 40,000 千円 / 交付申請額の合計 × 1,000 円</p>

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
1,993	1,993	
合 計	1,993	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
1,993	1,993	